1 0 年 保 存 秘 面 · 無制限 平成 23 年 3 月 11 日から 平成 33 年 3 月 10 日まで

基監発 0311 第1号 平成 23 年3月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長 (契印省略)

労働条件集合監督の実施に当たって留意すべき事項について

標記については、平成23年3月11日付け基発0311第3号「新たな監督指導手法の実施について」により指示されたところであるが、その実施に当たっては下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

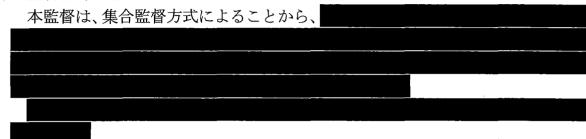
1 基本的な考え方

労務管理の能力が 十
分ではなく、平成 11 年 2 月 17 日付け基発第 70 号「今後における一般労働条件確
保・改善対策の推進に関する基本方針について」(以下「70号通達」という。)の記
の第2の1(1)の重点事項に定める 基本的な
労働条件の枠組みの確立に問題が認められる状況にあるが、
これらの事業場については、
このため、

集合監督方式による丁寧な指導(以下「労働条件集合監督」 という。)を実施するものである。

2	監督指導の重点事項及び重点対象等
_	血自11分~至小子及及0至小八多寸





(2) 重点対象等

	•					
		-				
				•		_
						•

3 具体的な方法

(1) 実施方法

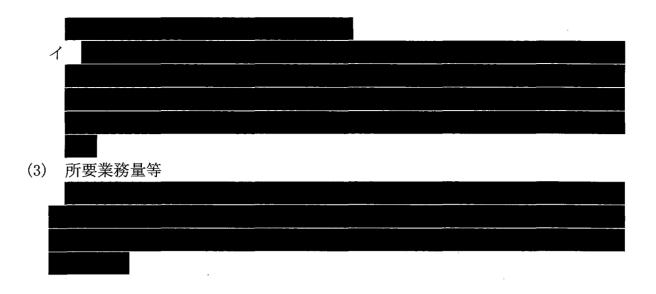
ア 本監督は集合監督方式により実施すること。

集団指導を実施するよう配意すること(別添「参考資料」参照)。

イ 監督対象事業場に対しては、上記アの実施方法に応じた来署通知を発出する こととし、当該通知においては、就業規則、時間外労働・休日労働協定等の書類、 賃金台帳等重点事項の調査に必要な資料を持参することを明記するとともに、 自主点検表を同封し、自主点検を実施した上でその結果を持参するよう併せて 記載すること。

ウ					

Ξ	
2)	措置要領等
7	法違反に対し是正勧告を行う場合には、所定の是正勧告書を用いるもので
	るが、効率的に実施する観点から、重点事項に係る法違反については、一般
	是正勧告書の違反事項欄に「続紙のとおり」等と記載した上で、別途示す専
	の是正勧告書続紙(労働条件集合監督専用:昭和39年4月20日付け基発秘
	5号「監督業務運営要領の改善について」の記の第3の1により、監督様式
	定められた様式第2の2号にあらかじめ重点事項に係る法違反事項を記載し
	もので、該当する法条項等にレ印を記入する。)を添付の上交付すること。
_	70 号通達の記の第2の1(2)労働時間管理の適正化、同(3)ロ過重労働防止
	置の徹底及び安全衛生基準に係る事項は、
۲	・ 本監督に係る監督復命書を労働基準行政情報システムに入力する際には、!
	督復命書画面の「監督結果情報1」タブ画面の「特別監督対象1」欄から「
	働条件集合監督」を選択し、入力すること。
3)	来署しない事業場への対応
,	
. =	
둼	7意すべき事項
1)	労働条件集合監督の要否
,	本監督は監督手法の一つであり、
2)	計画的な取組
ر آ	



労働条件集合監督

